

千葉市新基本計画審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市新基本計画審議会設置条例（平成22年条例第28号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、千葉市新基本計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(部会)

第2条 条例第6条の規定により、審議会に次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) 地方創生部会
- (2) 政策評価部会
- (3) 公共事業再評価部会

2 前各号の部会の所掌事務は、別表のとおりとする。

3 部会に属する委員は、会長が指名する。

4 地方創生部会は、呼称を千葉市まち・ひと・しごと創生会議とする。

(部会長及び副部会長)

第3条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、会長が指名する。
- 3 副部会長は、部会長が指名する。
- 4 部会長は、部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(報告)

第5条 部会長は部会での審議結果について、すみやかに会長に報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第6条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは審議会又は部会に関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策局総合政策部政策企画課において処理する。

附 則

この要綱は、平成27年 7月27日から施行する。

この要綱は、平成28年 6月 8日から施行する。

この要綱は、平成28年10月20日から施行する。

別表

部会名	所掌事務
地方創生部会	<ol style="list-style-type: none">1 千葉市まち・ひと・しごと創生推進本部が策定する「人口ビジョン」及び「総合戦略」に係る審議に関すること。2 前項の審議結果に基づく答申（案）の作成に関すること。
政策評価部会	<ol style="list-style-type: none">1 千葉市新基本計画の政策評価に係る審議に関すること。2 前項の審議結果に基づく答申（案）の作成に関すること。
公共事業再評価部会	<ol style="list-style-type: none">1 千葉市が作成した公共事業の再評価についての対応方針（案）に係る審議に関すること。2 前項の審議結果に基づく答申（案）の作成に関すること。